

消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは

個人事業者の方で、平成25年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

「平成25年分の確定消費税額」とは、平成25年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告または修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることができます～

1 前年実績による中間申告

平成25年分の確定消費税額に応じて、次に算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告」および「納付書」を所轄の十勝池田税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税および地方消費税を納付してください。

平成25年分の確定消費税額（注）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成25年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその25%の地方消費税額	平成26年9月1日（月） （振替納税利用の場合の振替日） 平成26年9月29日（月）
400万円 4,800万円以下	年3回	平成25年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその25%の地方消費税額	詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
4,800万円超	年11回	平成25年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその25%の地方消費税額	

（注）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成25年と著しく異なる場合などは、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（この場合、中間申告税額が「0」になります。）。また、仮決算による中間申告書は、申告期限を過ぎて提出することはできません。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出しない場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税および地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、これを納付期限までに必ず納付してください。

消費税および地方消費税の中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」がご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

消費税および地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

任意の中間申告制度の創設

社会保障と税の一体改革に伴う消費税法の改正により、前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中旬申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できることとされました。

なお、この改正は、個人事業者の場合、平成27年分の中間申告から適用されます。平成27年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに当該届出書を十勝池田税務署長へ提出してください。

問合せ先

十勝池田税務署 ☎ 015 (572) 2171

町外通勤者助成金の上半期分の交付申請を受付けします

本制度は、町内に居住し町外の職場へ通勤する若者に月額5千円の豊頃町商品券を支給する制度です。

助成金交付申請は、上半期（平成26年4月～平成26年9月）分は9月末日までとなっておりますので、次の要件をご確認のうえ、お手続きください。

★ 申請に必要な書類

- ① 町外通勤者助成金交付申請書
- ② 雇用証明書（任意様式）
- ③ 町税等納入状況調査承諾書
- ④ 町外通勤者勤務状況証明書

※ ①、③、④は、町企画課備え付けの様式を使用してください。

※ ④は、通勤実績で証明してください。（「通勤見込み」では不可）
（特に9月分の通勤実績については、証明日との整合性にご確認ください。）



★ 申請書類の提出先

申請に必要な書類は、町企画課町づくり推進係（担当：吉田、滝沢）へ直接または電話で請求してください。

★ 申請期間

上半期分：平成26年9月15日～平成26年9月末日まで

★ 対象要件

- ① 本町に居住している方
- ② 昭和58年4月2日～平成8年4月1日生まれの方
- ③ 町外通勤日数が10日以上の方が3か月以上ある方
- ④ 通勤者および同居家族が町税その他町に対する債務を滞納していない方
- ⑤ 高等学校、専門学校、大学等に在学していないこと



※ 申請要件の通勤月数3か月以上を上半期のみで満たしていない方であっても、下半期と合算し申請することも可能です。

★ 助成基準日

助成を受けようとする方は9月15日（上半期）、3月15日（下半期）に対象要件を満たしていること。

★ 助成金額

月額5千円分の豊頃町商品券を支給します。勤務実績に応じて支給月数が変わります。

問合せ先

役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

<http://www.toyokoro.jp/docs/2013030400045/>